徳島東部都市計画用途地域の変更（阿南市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種　類	面　積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低層住居専用地域	約　89　ha	8/10以下	5/10以下	―	―	10m	6.8%
第一種中高層住居専用地域	約　224　ha	20/10以下	6/10以下	―	―	―	17.2%
第二種中高層住居専用地域	約　12　ha	20/10以下	6/10以下	―	―	―	0.9%
第一種住居地域	約　241　ha	20/10以下	6/10以下	―	―	―	18.5%
第二種住居地域	約　2.9　ha	20/10以下	6/10以下	―	―	―	0.2%
準住居地域	約　44　ha	20/10以下	6/10以下	―	―	―	3.4%
近隣商業地域	約　49　ha	20/10以下	8/10以下	―	―	―	3.7%
	約　7　ha	30/10以下	8/10以下				0.6%
小　計	約　56　ha						4.3%
商業地域	約　36　ha	40/10以下	―	―	―	―	2.8%
準工業地域	約　77　ha	20/10以下	6/10以下	―	―	―	5.9%
工業地域	約　111　ha	20/10以下	6/10以下	―	―	―	8.5%
	約　27　ha	30/10以下	6/10以下	―	―	―	2.1%
小　計	約　138　ha						10.6%
工業専用地域	約　384　ha	20/10以下	6/10以下	―	―	―	29.4%
合　計	約　1304　ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理　由

都市計画基礎調査の結果、市街化区域に編入される地域の適正な都市環境を保持するため用途地域の指定を行う。また、阿南市都市計画マスタープランにおいて、用途地域の見直しの検討が必要とされている地域の土地利用の動向や公共施設の整備状況等から地域における住居の環境の保護又は業務の利便性の増進を図るため用途地域を変更する。